

ちば森づくりの会規則

CMR006	個人所有の道具等の事故補償	制定：平成24年5月19日 改定：平成27年5月23日
--------	---------------	--------------------------------

1. 個人所有の道具等が所有者の責めによらない何らかの事故により損傷したとき、会が補償することができるものとする。
2. 補償内容は個々に理事会で決定する。
3. 該当する事故については当事者が別様式「事故報告書」を作成し、報告するものとする。

(注) 上記で会とは特定非営利活動法人ちば森づくりの会のことである。

以上